

## 春日井市高蔵寺駅北口自転車駐車場等指定管理者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 春日井市高蔵寺駅北口自転車駐車場を始めとする有料自転車等駐車場の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者を公正かつ適正に選定するため、春日井市高蔵寺駅北口自転車駐車場等指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 指定管理者の募集要項について意見を述べること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定方式を決定すること。
- (3) 指定管理者の候補者の選定を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に関する助言等

### (組織)

第3条 委員会は委員5人以内をもって組織し、その委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) まちづくり推進部長
- (2) 企画政策課長
- (3) 財政課長
- (4) その他副市長が必要と認める者

### (委員会の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員会の議長となる。
- 6 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、まちづくり推進部都市政策課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。